



熊本県公報

第 1 1 9 8 2 号
平成 23 年 2 月 8 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 4
- 家畜伝染病(ヨネ病)の発生…………… (畜産課) 5
- 熊本市熊本北部流域関連公共下水道の事業変更…………… (下水環境課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (") 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 7
- 換地処分…………… (農村整備課) 7
- 平成23年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (管財課) 7

登 載 依 頼

- 熊本県個人情報保護条例第22条第1項の個人情報(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の告示…………… (教育政策課) 9
- 平成22年度第2回熊本県私立学校審議会の開催…………… (熊本県私立学校審議会) 10
- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 11
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則及び熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… (") 11
- 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 12
- 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 14

告 示

熊本県告示第 1 2 2 号
介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あいわ居宅介護支援事業所 八代郡氷川町鹿野678番地	株式会社愛和	平成23年2月1日

熊本県告示第 1 2 3 号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほうむ熊本西 熊本市島崎一丁目30番25号	株式会社ほうむ	平成23年1月28日

熊本県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほうむ熊本西 熊本市島崎一丁目30番25号	株式会社ほうむ	平成23年1月28日

熊本県告示第125号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二天水学園 玉名市天水町小天6 645-1	社会福祉法人 若宮福社会 玉名市天水町小天字権現下6640番地 國友 龍	平成23年 2月1日	4310400264	就労移行支援
				就労継続支援B型
かもんゆ〜す短期入所事業所 清流荘 菊池市隈府1587-17	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味2380番地7 最上 次男	平成23年 2月1日	4311200135	短期入所

熊本県告示第126号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設等から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
チャレンジめいとくの里 熊本市明德町707番地1	社会福祉法人 明徳会 熊本市明德町707番地1 樺嶋 潤一郎	平成23年 3月31日	4310100310	知的障害者更生施設
託麻ワークセンター 熊本市小山四丁目9番88号	社会福祉法人 桜木会 熊本市小山四丁目9番88号 門川 頼俊	平成23年 3月31日	4312440193	知的障害者通所授産施設
明和学園 熊本市中無田町6	社会福祉法人 勝縁会 熊本市中無田町648	平成23年 3月31日	4310100252	知的障害者通所授

48番地	番地 原田 一也			産施設
つくしの里 菊池郡大津町平川 400番地	社会福祉法人 清和会 菊池郡大津町平川40 0番地 西澤 峯雄	平成23年 3月31日	4312200035	知的障害 者更生施 設
白鳩園 合志市御代志72 2-1	社会福祉法人 山紫会 合志市御代志722- 1 青木 建二	平成23年 3月31日	4312900071	身体障害 者授産施 設
野々島学園 合志市野々島27 74-4	社会福祉法人 愛火の 会 合志市野々島2774 -4 一門 恵子	平成23年 3月31日	4312900030	知的障害 者通所授 産施設
わらび学園（通所施 設） 菊池市重味238 0番地7	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味2380番 地7 最上 次男	平成23年 3月31日	4311200010	知的障害 者通所更 正施設
たちばな園 阿蘇市三久保71 5番地	社会福祉法人 蘇幸会 阿蘇市三久保715番 地 佐藤 孝喜	平成23年 3月31日	4312800057	身体障害 者療護施 設
第二つつじヶ丘学 園 球磨郡あさぎり町 免田西3003番 地56	社会福祉法人 つつじ ヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵 4180番地1 樫木 讓	平成23年 3月31日	4311880043	知的障害 者更生施 設
きずなの里 上天草市松島町今 泉6172番地	社会福祉法人 恵山会 上天草市松島町今泉6 172番地 石山 昭介	平成23年 3月31日	4312600036	知的障害 者更生施 設
星光園 天草市北原町8番 37号	社会福祉法人 北斗会 天草市北原町8番37 号 金澤 典子	平成23年 3月31日	4313000244	身体障害 者療護施 設
湧水の里 天草市五和町御領 2395番地2	社会福祉法人 弘仁会 天草市五和町御領23 95番地2 葦原 建一	平成23年 3月31日	4313000129	知的障害 者更生施 設

熊本県告示第127号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定
障害福祉サービス事業者等から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示
する。

平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び 所在地	事業者の名称、主たる 事務所の所在地及び代 表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービ スの種 類
チャレンジめいと くの里短期入所事 業所	社会福祉法人 明徳会 熊本市明徳町707番 地1	平成23年 3月31日	4310100310	短期入所

熊本市明德町70 7番地1	榊嶋 潤一郎			
サポートセンター めいとく 熊本市明德町70 7番地1	社会福祉法人 明徳会 熊本市明德町707番 地1 榊嶋 潤一郎	平成23年 3月31日	4310100310	生活介護 自立訓練 (生活訓 練) 就労移行 支援
つくしの里短期入 所事業所 菊池郡大津町平川 400番地	社会福祉法人 清和会 菊池郡大津町平川40 0番地 西澤 峯雄	平成23年 3月31日	4312200035	短期入所
たちばな園短期入 所事業所 阿蘇市三久保71 5番地	社会福祉法人 蘇幸会 阿蘇市三久保715番 地 佐藤 孝喜	平成23年 3月31日	4312800057	短期入所
第二つつじヶ丘学 園短期入所事業所 球磨郡あさぎり町 免田西3003番 地56	社会福祉法人 つつじ ヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵 4180番地1 樫木 譲	平成23年 3月31日	4311880043	短期入所
きずなの里短期入 所事業所 上天草市松島町今 泉6172番地	社会福祉法人 恵山会 上天草市松島町今泉6 172番地 石山 昭介	平成23年 3月31日	4312600036	短期入所
星光園短期入所事 業所 天草市北原町8番 37号	社会福祉法人 北斗会 天草市北原町8番37 号 金澤 典子	平成23年 3月31日	4313000244	短期入所
湧水の里短期入所 事業所 天草市五和町御領 2395番地2	社会福祉法人 弘仁会 天草市五和町御領23 95番地2 葦原 建一	平成23年 3月31日	4313000129	短期入所

熊本県告示第128号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
自閉症スペクトラム 支援センター メビ ウス 八代市鏡町有佐字本 名965番地1	一般社団法人 自 閉症スペクトラム 支援センターメビ ウス 八代市鏡町有佐字 本名965番地1 頼藤 千佳子	平成23年 4月1日	4310200417	児童デイサ ービス

熊本県告示第129号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により次のとおり家畜伝染病に係る発生があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
コ－ネ病	患畜	平成23年1月26日	菊池市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和59年3月1日熊本県告示第177号（昭和58年3月8日熊本県告示第233号）、昭和63年3月1日熊本県告示第184号（昭和61年8月26日熊本県告示第643号）、平成2年12月19日熊本県告示第864号（平成3年1月18日熊本県告示第38号）、平成5年5月21日熊本県告示第424号、平成6年12月28日熊本県告示第1044号、平成10年9月21日熊本県告示第601号、平成13年1月26日熊本県告示第70号、平成15年12月3日熊本県告示第1139号、平成19年10月12日熊本県告示第869号及び平成22年4月30日熊本県告示第500号の事業地から、熊本県熊本市改寄町字灰塚原、字銅根、字内村屋敷、字立野、字鳥追、字前田及び字西久保、同市小糸山町字向原、字相の追、字浦田及び字西原を除く。
- 4 事業施行期間
昭和58年3月8日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成23年2月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜 港線	天草市天草町高浜北 4942番6地先から 同所 4945番1地先まで	前	4.9 ～ 10.1	107.0	単橋改 (橋り よう架 け替え に伴う 拡幅)
			後	6.2 ～ 17.5	100.0	
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字告字鎌瀬平 2695番地先から 同所 2710番2地先まで	前	7.1 ～ 9.5	60.0	護岸工 事に伴 う仮設 道路
			後	7.1 ～ 15.0	60.0	

2 区域を変更する期日 平成23年2月8日

熊本県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成23年2月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 2418番3地先から 同所 2335番2地先まで	290.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成23年2月9日

公 告

熊本県公告第65号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ山鹿店
山鹿市古閑字十三部1074番1
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年9月20日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,193平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 60台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 24台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 40平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 6立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時
- 届出年月日
平成23年1月19日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成23年2月8日から平成23年6月8日まで

熊本県公告第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 (1 工区)
 菊池郡大津町美咲野三丁目1847番3の一部、同1847番27の一部、同1849番2の一部、同2284番7の一部、同2412番20、同2412番41、同2414番1の一部、同2414番2、同2414番6の一部、同2416番2、同2416番13、同2418番6、同2419番2、同2420番2、同2421番2、同2423番2の一部、同2424番4の一部及び同2425番4の一部
 12、562.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
 菊池郡大津町大字大林310番地
 木村商事有限会社
 菊池郡大津町大字大林1380番地1
 有限会社 金銀土地

熊本県公告第67号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字曲手字上部田697番1、同697番2、同697番3、同697番4、同697番5及び同703番2
 4、763.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
 菊池郡菊陽町大字曲手字部田811番地
 社会福祉法人 菊陽会

熊本県公告第68号

県営菊池東部地区(伊野工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第69号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成23年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成23年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 ア 入札金額は、平成23年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託に要する費用とする。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の業種「廃棄物処理業務」のうち「一般廃棄物の収集運搬、処分」及び「産業廃棄物収集運搬、処分」に登録された者で、それらの等級格付けが「A」又は「B」と決定された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（プラスチック類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず及び陶磁器くず）について熊本市長の許可を受けている者であること。
- (4) 4の(1)の時点において、従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成23年2月8日（火）から平成23年2月18日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札手続に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成23年2月8日（火）から平成23年2月25日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課総務・管理班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号096-333-2090
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成23年2月8日（火）から平成23年2月28日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成23年3月8日（火）午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成23年3月4日（金）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ク 2 以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条の規定に基づく錯誤による入札である
コ と入札執行者が認めた場合の入札
ク 入札金額と契約単価が矛盾する入札
カ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約締結内容
（4）記載の落札者と当該落札者の入札書に記載された各廃棄物ごとの単価でもって契約を締結する。
ウ 契約の締結期限
落札決定の日から 1 4 日以内とする。
エ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 1 号

熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 2 2 条第 1 項の個人情報
を次のとおり定めたので、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則
（平成 1 3 年熊本県教育委員会規則第 2 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 3 年 2 月 8 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

口頭による開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭による開示請求により個人情報の開示を行う期間	口頭による開示請求により個人情報の開示を行う場所
開示を行う個人情報の名称	開示する内容		
熊本県職員選考考査	1 次考査不合格者に対しては 1 次考査の得点及び順位、 2 次考査受考者に対しては	合格発表の日から 1 月	教育政策課

	2 次 考 査 の 得 点 及 び 順 位		
熊 本 県 非 常 勤 職 員 採 用 試 験 (行 政 文 書 管 理 等 業 務 員)	1 次 試 験 不 合 格 者 に 対 し て は 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位、 2 次 試 験 受 験 者 に 対 し て は 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月	教 育 政 策 課
熊 本 県 非 常 勤 職 員 採 用 試 験 (美 術 館 観 覧 料 徴 収 等 業 務)	1 次 試 験 不 合 格 者 に 対 し て は 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位、 2 次 試 験 受 験 者 に 対 し て は 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月	文 化 課
熊 本 県 非 常 勤 職 員 採 用 試 験 (温 故 創 生 館 管 理 補 助)	1 次 試 験 不 合 格 者 に 対 し て は 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位、 2 次 試 験 受 験 者 に 対 し て は 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月	文 化 課
熊 本 県 非 常 勤 職 員 採 用 試 験 (独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 関 連 業 務 補 助 職 員)	1 次 試 験 不 合 格 者 に 対 し て は 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位、 2 次 試 験 受 験 者 に 対 し て は 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月	体 育 保 健 課
熊 本 県 非 常 勤 職 員 採 用 試 験 (公 立 学 校 施 設 整 備 関 係 業 務 補 助 職 員)	1 次 試 験 不 合 格 者 に 対 し て は 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位、 2 次 試 験 受 験 者 に 対 し て は 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月	施 設 課

熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会 公 告 第 2 号

熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 す る。

平 成 2 3 年 2 月 8 日

熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会

- 1 開 催 日 時
平 成 2 3 年 2 月 1 6 日 (水)
午 後 1 時 3 0 分 か ら 午 後 4 時 3 0 分 ま で (予 定)
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 庁 本 館 5 階 審 議 会 室
- 3 議 題
【 諮 問 事 項 】
(1) 中 学 校 関 係
ア 鎮 西 中 学 校 の 設 置 認 可 に つ い て (非 公 開)
イ 熊 本 学 園 大 学 付 属 中 学 校 の 設 置 認 可 に つ い て (非 公 開)
(2) 高 等 学 校 関 係
ア 熊 本 フ ェ イ ス 学 院 高 等 学 校 の 廃 止 認 可 に つ い て (公 開)
イ 開 新 高 等 学 校 の 学 科 廃 止 認 可 に つ い て (公 開)
ウ 城 北 高 等 学 校 の 学 科 新 設 認 可 に つ い て (公 開)
(3) 幼 稚 園 関 係
ア 八 代 白 百 合 学 園 幼 稚 園 の 収 容 定 員 減 に 係 る 園 則 変 更 認 可 に つ い て (公 開)
イ 聖 愛 幼 稚 園 の 収 容 定 員 減 に 係 る 園 則 変 更 認 可 に つ い て (公 開)
ウ 青 井 幼 稚 園 の 収 容 定 員 減 に 係 る 園 則 変 更 認 可 に つ い て (公 開)
(4) 専 修 学 校 関 係
ア 熊 本 保 育 ビ ジ ネ ス 専 門 学 校 の 目 的 変 更 認 可 に つ い て (公 開)
イ 熊 本 ベ ル ヴ ェ ル 美 容 専 門 学 校 の 設 置 者 変 更 認 可 に つ い て (非 公 開)
ウ 専 修 学 校 常 盤 学 院 の 目 的 変 更 及 び 教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程 廃 止 認 可 に つ い て (公 開)
- 4 傍 聴 者 の 定 員
1 0 人
- 5 傍 聴 手 続
(1) 傍 聴 希 望 者 は、会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、当 該 会 議 の 会 場 に お い て 受 付 の う え、事 務 局 の 指 示 に 従 い、会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
(2) 傍 聴 の 手 続 は、先 着 順 で 行 い、定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会 事 務 局 (熊 本 県 総 務 部 私 学 振 興 課 中 高 等 班)

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の管理職手当に関する規則及び熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(支給額)

第3条 管理職手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第2の手当額欄に定める額(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項に規定する勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第4項に規定する勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間と除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(人事委員会が別に定める額)

別表第2備考を削る。

(熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成19年熊本県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「(以下「平成21年減額改定対象職員」という。)」を削り、「平成21年減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)」である者については、当該額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額を「その額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年2月8日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則(昭和36年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 一般職員給与条例第7条の3第1項第2号に規定する職は、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第3条を次のように改める。

(職員の範囲)

第3条 一般職員給与条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者)であっては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者)であっては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者)であっては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前条第2項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する獣医師免許証(次条において「獣医師免許証」という。)を有する者に限る。)であって、その採用が大学卒業の日から18年を経過するまでの期間内に行われたもの

第4条中「前条に規定する経過期間内に新たに第2条に規定する職を占めることとなった」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 前条第1号に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員

(2) 前条第2号に規定する期間内に新たに第2条第2項に規定する職を占めることとなった職員で、獣医師免許証を有するもの

第5条中「35年」の次に「(第3条第2号又は前条第2号に規定する職員)であっては、15年)」を加える。

第 6 条中「35 年」を「、第 2 条第 1 項の職を占める職員にあっては 35 年、同条第 2 項の職を占める職員にあっては 15 年」に改め、「その月額は」の次に「職員の区分及び」を加え、「4 年（）」の次に「第 2 条第 1 項の職を占める職員が」を加える。

第 7 条中「35 年」の次に「（第 3 条第 2 号又は第 4 条第 2 号に規定する職員にあっては、15 年）」を加える。

第 9 条中「および」を「及び」に改め、「経過期間」の次に「（第 3 条第 2 号又は第 4 条第 2 号に規定する職員にあっては、第 3 条第 2 号に規定する期間）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員
	円	円
1 年未満	365,500	30,000
1 年以上 2 年未満	365,500	30,000
2 年以上 3 年未満	365,500	30,000
3 年以上 4 年未満	365,500	30,000
4 年以上 5 年未満	365,500	30,000
5 年以上 6 年未満	365,500	30,000
6 年以上 7 年未満	365,500	30,000
7 年以上 8 年未満	365,500	30,000
8 年以上 9 年未満	365,500	30,000
9 年以上 10 年未満	365,500	30,000
10 年以上 11 年未満	365,500	25,000
11 年以上 12 年未満	365,500	20,000
12 年以上 13 年未満	365,500	15,000
13 年以上 14 年未満	365,500	10,000
14 年以上 15 年未満	365,500	5,000
15 年以上 16 年未満	365,500	
16 年以上 17 年未満	361,500	
17 年以上 18 年未満	357,500	
18 年以上 19 年未満	353,500	
19 年以上 20 年未満	349,500	
20 年以上 21 年未満	345,500	
21 年以上 22 年未満	328,700	
22 年以上 23 年未満	311,600	
23 年以上 24 年未満	295,000	
24 年以上 25 年未満	278,100	
25 年以上 26 年未満	261,300	
26 年以上 27 年未満	240,600	
27 年以上 28 年未満	220,300	
28 年以上 29 年未満	200,000	
29 年以上 30 年未満	179,300	
30 年以上 31 年未満	157,500	
31 年以上 32 年未満	135,600	
32 年以上 33 年未満	114,000	
33 年以上 34 年未満	82,200	
34 年以上 35 年未満	52,500	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1 項職員」とは、第 2 条第 1 項の職を占める

職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年2月8日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第4条第2項中「100キロメートル」を「80キロメートル」に改め、同条第3項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 80キロメートル以上100キロメートル未満 4,000円

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。